

令和3年10月

キャッシュカードをご利用のお客さまへ

高山信用金庫

「1日あたりのキャッシュカードのご利用限度額の引き下げ」および
「キャッシュカードによる振込制限の対象年齢・限度額の変更」のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今のニセ電話詐欺による不正な預金払戻しおよび還付金詐欺等の被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、キャッシュカードの「1日あたりの出金限度額および振込限度額」（以下、「ご利用限度額」）および「振込制限の対象年齢・限度額」を変更させていただきます。お客さまには大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

I. 1日あたりのキャッシュカードのご利用限度額の引き下げ

- 取扱変更日 下記一覧表の通り
- 対象者 個人・個人事業主のお客さま
- ご利用限度額

	現在	変更後	取扱変更日
1日あたり 出金限度額	200万円	50万円	令和3年11月21日（日）
1日あたり 振込限度額	500万円	100万円	令和3年11月22日（月）

- ・1日あたりの出金限度額は「現金+デビット+振替」を合わせた金額です。
- ・届出により個別にご利用限度額を設定されたお客さまを除きます。
- ・満70歳以上で既に出金限度額が10万円に変更されているお客さまを除きます。

II. キャッシュカードによる振込制限の対象年齢・限度額変更

- 取扱変更日 令和3年11月22日（月）
- 変更内容

現在	変更後
70歳以上で、1年以上のATMで キャッシュカードによる振込利用のない お客さま ⇒ 振込限度額10万円	65歳以上 で、1年以上のATMで キャッシュカードによる振込利用のない お客さま ⇒ 振込限度額 0円

- ・ニセ電話詐欺の被害を最小限とするため、岐阜県警察本部と連携し実施するものです。

- ご利用限度額の引き上げをご希望されるお客さま

キャッシュカードまたは通帳および顔写真つき本人確認書類をご持参のうえ、営業時間内に各支店の窓口までお申し付けください。